

岩手県告示第335号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項及び第26条第1項の規定に基づき、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次のとおり指定する。

令和7年5月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域 別紙図面のとおり。

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課及び広域振興局の土木部に備えておいて縦覧に供する。